

共済年金 だより

KKR

平成26年5月発行

No.110

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

<重要>

年金額の改定について	2・3頁
「年金支払通知書」各欄の見方	4頁

<お知らせ>

平成26年度 全国年金相談会のご案内	5頁
厚生年金保険の被保険者等になられた方へ	6頁
住所変更の手続きは原則として不要です	7頁
読者のひろば、原稿・表紙写真募集・お問い合わせ先	8頁



「満開の芝桜と富士山」山梨県南都留郡富士河口湖町 山田 輝雄 さん（愛知県）

年金額の改定について

平成 26 年度の年金額はマイナス 0.7%改定されます

■ 年金額の改定について

総務省発表の全国消費者物価指数によると、平成25年の物価は、前年に比べて+0.4%となりました。また、平成26年度の年金改定に用いる名目手取り賃金変動率(物価変動率に賃金の変動等を加味したもの)は+0.3%となりました。

この結果、平成26年度の年金額については、平成24年の法律改正により、特例水準の段階的な解消率(▲1.0%) (注1)と名目手取り賃金変動率を用いた年金額の上昇率(+0.3%) (注2)を合わせて改定することとなったため、▲0.7%の改定となります。

(注1)年金額は、物価が上昇すれば増額し、物価が低下すれば減額する仕組みを基本としています。一方、現在の年金額は、過去に物価が下落したにもかかわらず、特例措置として年金額を据え置いたことで、本来の年金額より高い水準(これを「特例水準」といいます。)となっています。平成24年の法律改正で、段階的に特例水準を解消(*)することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることとなりました。

(*)解消スケジュールは、平成25年10月から▲1.0%、平成26年4月から▲1.0%、平成27年4月から▲0.5%となっています。

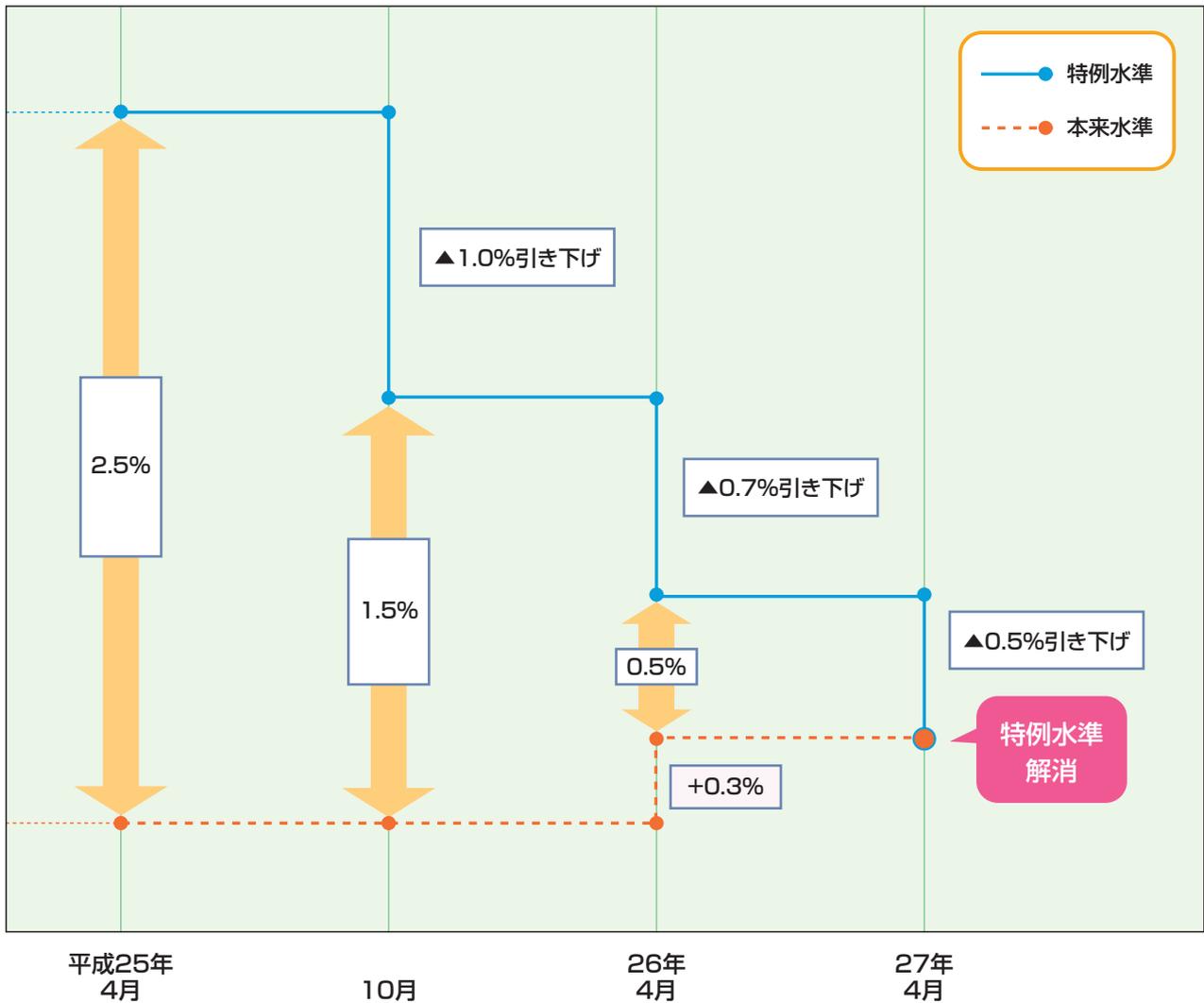
(注2)名目手取り賃金変動率(+0.3%)よりも物価変動率(+0.4%)が高いときは、法律の規定により、名目手取り賃金変動率で改定することとされているため、本年4月からの本来水準(上記の特例水準がなかったとした場合の水準)の年金額の改定率は+0.3%となります。

※ 実際の改定後の年金額の計算は、定額部分、厚生年金相当額及び職域加算額などの年金の区分ごとに改定後の額を計算し、それらを合計した額について100円単位での端数処理を行うことなどから、改定前の年金額全体を▲0.7%した金額とは必ずしも一致しません。

■ 改定後の年金額の通知について

改定後の年金額は、本年6月定期支給期分(4月分、5月分)から反映されることとなりますが、このことについては、「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」を併記したお知らせを6月中旬にお届けする予定です。

(参考) 特例水準の解消の概念図



「年金支払通知書」各欄の見方

平成26年4月からの年金額の改定は、本年6月定期支給期分から反映され、6月中旬に「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」を併記してご通知します。

「年金支払通知書」の各欄には、6月定期支給期から翌年の4月定期支給期までの支給額等を記載しています。

なお、この間に65歳を迎える方は、65歳になるまでの支給額等をお知らせしています。

また、年金の支給額等が変更となる方は、それぞれの要件に応じた定期支給期の前に改めて「年金支払通知書」をお送りします。

「年金支払通知書」各欄に記載された額は、以下のとおりとなります。

1. 「支給額」欄

差引支給年額の2か月分の金額を表示しています。

年金は後払いとなるため、各定期支給期で支払われるのは前月分と前々月分となります。

2. 「社会保険料額」欄 ※

年金から介護保険料、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険料が徴収される方は、その合計金額を表示しています。

金額に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村にお願いいたします。

3. 「一時金返還額」欄 ※

年金から退職一時金返還額が控除される方は、その金額を表示しています。

4. 「所得税額」欄

年金から所得税（復興特別所得税を含む）が徴収される方は、その金額を表示しています。

遺族（共済）年金、障害（共済）年金は非課税のため表示されません。（マイナス表示の場合は還付税額）

5. 「個人住民税額」欄 ※

年金から個人住民税が徴収される方は、その金額を表示しています。

金額に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村にお願いいたします。

6. 「控除額」欄

過払金額等を表示しています。（マイナス表示の場合は未済金額）

7. 「差引支払額」欄

支給額から社会保険料額、一時金返還額、所得税額、個人住民税額及び控除額を差し引いた後の金額を表示しています。この金額が指定された口座に振り込まれます。

※「社会保険料額」欄、「一時金返還額」欄及び「個人住民税額」欄は、該当する方のみ表示されます。

平成26年度 全国年金相談会のご案内



年金に関する様々なご相談に応じるため、今年度は全国31地区で「年金相談会」を開催いたします。

「年金相談会」は、事前のご予約が必要です。

会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにご予約ください。

なお、東京においては、連合会年金部に年金相談室を常設していますので、こちらもご利用ください。

開催日程

●北海道地区		
北海道札幌市①	6月12日(木)	KKRホテル札幌
北海道札幌市②	10月10日(金)	KKRホテル札幌
●東北地区		
青森県青森市	7月17日(木)	アップルパレス青森
岩手県盛岡市	7月18日(金)	エスポワールいわて
宮城県仙台市	10月10日(金)	KKRホテル仙台
秋田県秋田市	11月21日(金)	ルポールみずほ
●関東・甲信越地区		
埼玉県さいたま市	7月25日(金)	ホテルプリランテ武蔵野
長野県長野市	8月1日(金)	ホテル信濃路
山梨県甲府市	9月5日(金)	KKR甲府ニュー芙蓉
新潟県新潟市	9月12日(金)	新潟第一ホテル
神奈川県横浜市	1月16日(金)	KKRポートヒル横浜
茨城県水戸市	1月23日(金)	ホテルレイクビュー水戸
千葉県千葉市	2月27日(金)	ホテルプラザ菜の花
●東海・北陸地区		
愛知県名古屋市①	6月5日(木)	KKRホテル名古屋
三重県津市	6月20日(金)	プラザ洞津
愛知県名古屋市②	10月17日(金)	KKRホテル名古屋
石川県金沢市	10月24日(金)	KKRホテル金沢
静岡県静岡市	1月30日(金)	ホテルアソシア静岡

●近畿地区		
京都府京都市	10月3日(金)	KKR京都くに荘
大阪府大阪市①	11月6日(木)	KKRホテル大阪
大阪府大阪市②	11月7日(金)	KKRホテル大阪
奈良県奈良市	2月13日(金)	春日野荘
●中国地区		
島根県松江市	8月29日(金)	サンラポーむらくも
岡山県岡山市	9月19日(金)	サンピーチOKAYAMA
広島県広島市	10月24日(金)	KKRホテル広島
山口県山口市	12月5日(金)	KKR山口あさくら
●四国地区		
香川県高松市	10月3日(金)	ルポール讃岐
愛媛県松山市	11月28日(金)	KKR道後ゆづき
●九州地区		
福岡県福岡市①	10月16日(木)	KKRホテル博多
福岡県福岡市②	10月17日(金)	KKRホテル博多
熊本県熊本市	11月7日(金)	KKRホテル熊本
鹿児島県鹿児島市	12月12日(金)	KKR鹿児島敬天閣
長崎県長崎市	12月19日(金)	ホテルセントヒル長崎
佐賀県佐賀市	2月20日(金)	ホテルニューオータニ佐賀
●沖縄地区		
沖縄県那覇市	11月14日(金)	サザンプラザ海邦

ご予約方法

KKRホームページからのご予約

KKRホームページ

<http://www.kkr.or.jp/>

ホーム ▶ 共済年金 ▶ 年金相談・年金試算 ▶

1.年金相談について ▶ 年金相談会のお知らせ の『年金相談会予約フォーム』より必要事項をご入力ください。

電話でのご予約

予約受付専用電話 **03-3265-9708**

受付時間 9:30～17:30 (土日祝日、年末年始を除く)

文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、

- ① 開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
- ② 氏名(フリガナ)
- ③ 生年月日
- ④ 住所、日中連絡がとれる電話番号
- ⑤ 年金証書記号番号
- ⑥ 相談内容

をご記入いただき、下記あてにお送りください。

【文書送付先】

〒102-8082

東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会

年金部 年金相談室 予約受付係

◎年金相談のご予約をされた皆様には、開催日の2～3日前までに相談会のご案内を送付いたします。

厚生年金保険の被保険者等になられた方へ

退職共済年金や障害共済年金などの年金を受けている方が「厚生年金保険の被保険者等」(*)になられたときは、標準報酬月額等に応じて年金の一部の支給が停止される場合があります。

(*)「厚生年金保険の被保険者等」とは、次の1から3の方をいいます。

1. 厚生年金保険の被保険者及び70歳以上で厚生年金保険の適用事業所に勤務している方
2. 私立学校教職員共済制度の加入者及び特定教職員
3. 国会議員及び地方議会の議員

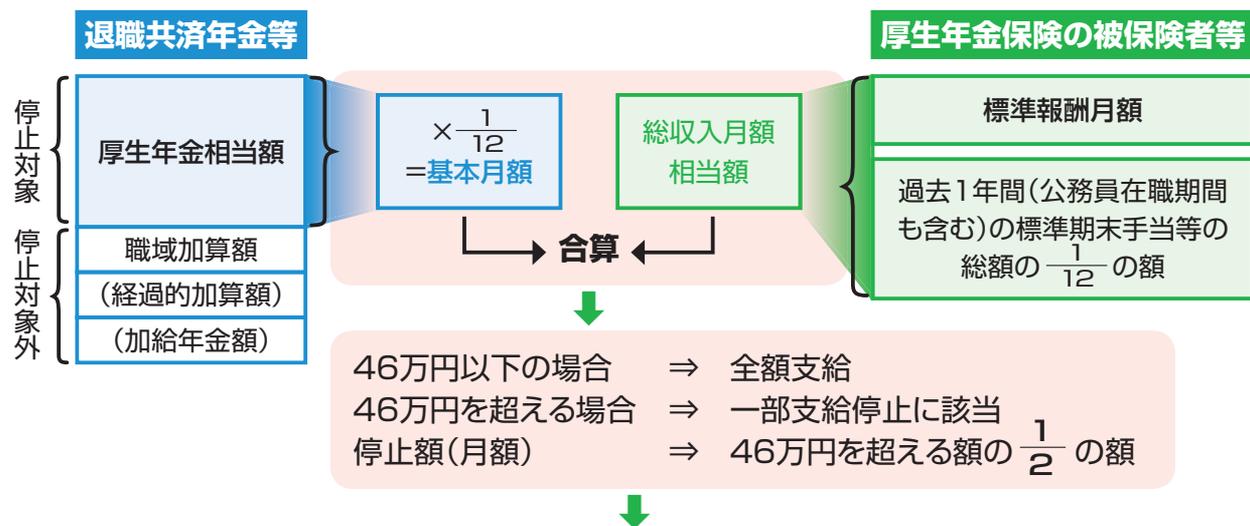
年金の一部支給停止額の計算は次のとおりです。

支給停止調整額

$$\text{支給停止年額} = ((\text{基本月額} + \text{総収入月額相当額}) - 46\text{万円}) \times \frac{1}{2} \times 12$$

(注) 1. 「基本月額」とは、退職共済年金及び障害共済年金の額(職域加算額、経過的加算額及び加給年金額を除きます)の12分の1の額をいいます。

2. 「総収入月額相当額」とは、標準報酬月額と過去1年間の標準期末手当等の総額(公務員であった期間に支給された額も含む)の12分の1の額との合計額をいいます。



$$\text{支給年金額} = (\text{厚生年金相当額} - \text{支給停止年額}) + \text{職域加算額} + (\text{経過的加算額}) + (\text{加給年金額})$$

手続き

厚生年金の被保険者等になった場合

『厚生年金保険の被保険者等届(就職等届)』

厚生年金の被保険者等ではなくなった場合

『年金の一部支給停止事由の消滅等届(退職等届)』

連合会へ提出

届出用紙

年金証書に同封した「届出用紙綴」の中にあります。用紙がない方は、連合会年金部までお電話いただければお送りいたします。

なお、連合会ホームページ <http://www.kkr.or.jp/> からダウンロードすることもできます。

住所変更の手続きは原則として不要です

お引越などで住所が変わったときは、これまで「住所変更届」による手続きが必要でしたが、**平成23年10月以降に住所が変わられた方については、原則としてこの手続きは不要となっております。**

これは、年金受給者の皆様の利便性の向上を図るため、連合会年金部が『住民基本台帳ネットワークシステム（「住基ネット」）』を活用することにより、「住所変更届」による手続きを省略できるようになったものです。

ただし、次の項目に該当する方は、「住基ネット」を活用できないことから引き続き「住所変更届」による手続きが必要です。

引き続き住所変更の手続きが必要な方

1. 平成23年9月30日までに住所変更をされた方
2. マンション、アパート、〇〇様方等に転居される方で、**変更後の住民票にマンション名、アパート名、様方等の記載がない場合**
3. 「住基ネット」に参加していない福島県東白川郡矢祭町に住民登録されている方
4. 外国に居住されている方

なお、年金受給者の成年後見人や保佐人等になっておられる方の住所が変更した場合は、**年金部年金支給第一課**にご連絡ください。

別途、ご案内文書を送付いたします。

(※)「住所変更届」は、年金証書に同封した「届出用紙綴」の中にあります。用紙がない方は、連合会年金部までお電話いただければお送りいたします。

なお、連合会ホームページ <http://www.kkr.or.jp/> からダウンロードすることもできます。

電話番号を変更された方へのお願い

電話番号を変更された方は、年金部からお電話による連絡ができなくなりますので、新しい電話番号を年金部に電話等でお知らせください。

なお、その際、年金証書記号番号、氏名、生年月日及び住所などの確認をさせていただきます。

お引越の際には、お近くの郵便局の窓口で転居届の手続きをお願いします。

「住基ネット」を活用して、連合会年金部に新しい住所情報が登録されるまでには、ある程度の時間がかかります。

このため、「**共済年金だより**」などの郵便物が旧住所に郵送される場合がありますので、大変お手数ではございますが、**お引越の際には、お近くの郵便局の窓口で転居届の手続きをお願いします。**

この転居届によって旧住所あての郵便物は、1年間、新しい住所に転送するサービスを受けることができます。詳細は、お近くの郵便局へお問い合わせください。



読者のひろば



縄跳び 3000 万回

3000万回。これは私が40年の歳月の中で積み重ねてきた縄跳びの記録で、先ごろ成し遂げることができたので満足している。

昭和48年の秋、35歳でこの運動を始めた。当時は肥満や運動不足を気にして、その解消のために、1人で自由に狭い場所でもできる縄跳びを選んだ。

縄跳びの場所は、住んでいた宿舍の軒下、ベランダ、廊下のいずれかを使った。転動に伴い宿舍を転々としたので、そのたびに、縄跳びに適近隣に迷惑のかからない場所を探した。毎日の縄跳びの回数は、勤務が終わった後に2000回、休日は2000回以上と決めて跳んでいたが、出張や親睦会などで中断した場合は、後日に回数を増やし運動不足を補った。

退職してからは、自宅に専用の運動場所を設けた。運動時間は40分前後で、1日2000回の縄跳びのほかに、ラジオ体操、腕立て伏せ、腹筋運動、バランス運動、踏台昇降を加えた。今ではそれが日常の習慣となり、登山などの特別な日以外は休むことなく続けている。

運動は身体機能の維持、向上に役立ち、脳が活性化し知的な働きの低下を遅らせることができる。私は後期高齢者であるが、これからも縄跳びなどの運動に挑み続け、健康長寿の人生を送りたい。

長野県 宮澤 修一 さん (76 歳)

挑 戦

仕事を終え多くの先輩達から将来の人生観について色々アドバイスをいただいた。

初めはいらぬ御節介と思っていたが、今になって色々参考になったと喜んでいる。

皆さんは特技や趣味もあるが、私はこれといった趣味も特技もなく身体をもて余すだろうと思いきや毎日毎日が忙しい、現役以上だ。

まずは手始めに「野菜づくり」にチャレンジ、太陽をいっぱい浴びてのんびりと思ったがそれが悪戦苦闘の始まり、くわをふりあげては休み、休んではふりあげた。特に昨年の夏は経験もしないほどの高温の連続、汗は半端ではなかったし、作るに当たって農家の鉄人にも指導していただき我が家の食卓にやっと華を咲かせ、孫達からも美味しい声を聞くと苦勞した甲斐があったと自然と笑顔がほころびとてもうれしかった。

現役の頃は、転勤族のため町内会の活動にもままならず、今になってやっと活動に参加でき、今まで全く知らなかった人達ともコミュニケーションを一層深めることができた。又、一番やりたかったボランティア活動である児童の下校時の見守り役をさせてもらい、逆に子供達よりパワーをもらっている。

今、始めての大輪菊づくりにもチャレンジ、土づくりから暑い夏の水の管理、雨、風の心配、そして害虫の対策などなど、毎日心休まる日もなく私なりにやっと大輪を咲かせることができました。70歳の手習いお笑ください。

愛知県 加藤 末昭 さん (71 歳)

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

皆様が現在「挑戦」・「実践」・「苦戦」されている体験談など「三せん」をテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。

ご投稿原稿は、200字以上600字以内で、題名及び年金証書記号番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

<表紙「写真」の募集>

平成26年10月号と平成27年1月号の本誌の表紙写真を募集します。10月号、1月号にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。写真は、L又は2Lサイズのプリントで、撮影日時及び場所、タイトル、年金証書記号番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室までお送りください。

なお、写真の返却はいたしません。また、10月号の応募の締切は6月30日、1月号の応募の締切は8月31日です。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

☎ 03 (3265) 8141 (代表)

◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

◆電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。

KKRホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/>

(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)